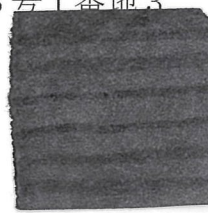




令和 7 年 10 月 28 日

福井県知事 杉本達治 様

主たる事務所の所在地
福井県鯖江市平井町第 4 3 号 1 番地 3
医療法人 幸心会
理事長 津田 武嗣



決 算 届

令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 7 月 3 1 日までの決算を終了したので、医療法第 5 2 条第 1 項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 関係事業者との取引の状況に関する報告書
6. 監事の監査報告書

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	津田クリニック	1810714889	福井県鯖江市平井町第 43号1番地3	なし

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
なし		

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年9月17日 令和5年度決算の決定

令和7年7月18日 令和7年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 幸心会
所在地 福井県鯖江市平井町第43号 1 番地3

医療法人番号 00220

財 産 目 録
(令和7年7月31日現在)

1. 資 産 額	95,205 千円
2. 負 債 額	12,375 千円
3. 純 資 産 額	82,830 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	57,185
B 固 定 資 産	38,020
C 資 産 合 計 (A + B)	95,205
D 負 債 合 計	12,375
E 純 資 産 (C - D)	82,830

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 幸心会
所在地 福井県鯖江市平井町第43号1番地3

医療法人番号 00220

貸借対照表
(令和7年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	57,185	I 流 動 負 債	12,375
II 固 定 資 産	38,020	II 固 定 負 債	
1 有 形 固 定 資 産	24,168	(うち医療機関債)	
2 無 形 固 定 資 産	293	負 債 合 計	12,375
3 そ の 他 の 資 産	13,559	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 基 金	9,000
		II 積 立 金	73,830
		(うち代替基金)	
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	82,830
資 産 合 計	95,205	負 債 ・ 純 資 産 合 計	95,205

様式 4－2

法人名 医療法人 幸心会
所在地 福井県鯖江市平井町第43号 1 番地3

医療法人番号 00220

損 益 計 算 書
(自 令和6年8月1日 至 令和7年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	122,315
2 事業費用	126,840
本来業務事業損失	4,525
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	4,525
II 事業外収益	15,257
III 事業外費用	0
経常利益	10,732
IV 特別利益	1,285
V 特別損失	550
税引前当期純利益	11,467
法人税等	2,218
当期純利益	9,249

法人名 医療法人 幸心会
所在地 福井県鯖江市平井町第4 3号1 番地 3

※医療法人整理番号 00220

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当医療法人の役員又はその近親者	津田 武嗣	当法人の理事長	当法人理事長資金貸付	資金返済	1, 594	短期貸付金	18, 401

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

1. 当法人理事長津田武嗣と当該医療法人で金銭消費貸借契約書を交わし、契約を結んでいる。なお、有利子の貸付としている。貸付は当医療法人の福利厚生の一環として行われているものであり、当法人の貸付金規定に則って運用されている。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 幸心会

理事長 津田 武嗣 殿

私は、医療法人幸心会の令和6会計年度（令和6年8月1日から令和7年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄付行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄付行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄付行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和7年9月16日

医療法人 幸心会
監事 奥田 修司

